

安

倍晋三首相は二〇二〇年二月二十七日、唐突に新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止のためと称して、全国の小・中・高及び特別支援学校に対し三月二日（月）から春休みまでの臨時休業を要請すると表明し、文部科学省は翌日、全国に通知した。子どもの学習権保障などへの配慮も全くない「暴挙」といつてもよい。

その後、「緊急事態宣言」も発せられ、五月の連休明けまでの長期学校休業が継続する中で、学習の遅れを憂うる高校生の中から「九月入学」を求める声もあがってきた。

安倍首相は「これぐらい大きな変化がある中においては、前広に（時間の余裕を持って）の意」さまざまに選択肢を検討していきたい」（衆院予算委、二〇二〇年四月二九日）と一時前向きな発言を行なったので、「騒動」は大きくなった。

日本で近代的な学校制度は一九七二（明治五）年に発足するが、当時は「毎級六ヵ月ノ習業ト定メ」（同年の小学教則第二章）、半年（六ヵ月）が単位で「進級」（例えば下等小学「八級」から「七級」へと）した（その影響か、現在でも「進学年」といわないで「進級」と言っている）。

現在の四月学年始期の法制上の始まりは、尋常師範学校ノ学科及

浪本勝年 立正大学名誉教授

9月入学「騒動」—コロナ禍で急浮上し急沈没

其程度」（一八九二年七月一日改正翌年施行で）第六条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル之ヲ分テ三学期トス」と規定されたことによる。

大学の場合、外人教師などの影響か、欧米風の九月学年始期が多く、四月学年始期となったのは、一九二一（大正一〇）年であった。

それ以来約一世紀、日本では学校の四月学年始期が定着している。今回、国際化などの理由をあげ、「九月入学」を主張する論もあつたが、それは主として「大学」を念頭に置いたものであつた。結局、検討の結果、現場の混乱などを理由に「九月入学」は見送られた。

安倍長期政権は、外交・内政とも実に多くの「負のレガシー」を抱え、なんとかこの「九月入学」をレガシーにしようとしたとも一時伝えられたが、こうした教育の政治利用は、むなしく消え去つたようだ。

浪本勝年（なみもと かつとし）

立正大学元教授。二〇〇五年、

一年日本教育政策学会会長。

著書に「戦後教育改革の精神と

現実」、「教育裁判証言・意見書

集「ハンディ教育六法」共著、

「世界が報じた家永教科書裁判」

（編著など多数）